

令和3年8月11日からの大雨による災害を被災者生活再建支援法 の対象となる自然災害と認定しました

令和3年8月11日からの大雨による災害により、県内の住宅に多数の被害が発生しました。長野県で は、本災害を、被災者生活再建支援法の対象となる自然災害と認定し、木曽町に被災者生活再建支 援法を適用します。

1 対象市町村 木曽郡木曽町

2 被害の状況

該当区域	住家被害(世帯)			適用基準
	全 壊	半 壊	床上浸水	(支援法施行令)
木曽町	6	0	6	令第1条第6号(※)

[※]被災者生活再建支援法の適用都道府県が2以上ある場合に、2世帯以上住宅全壊被害 が発生した市町村(人口5万人未満)に該当。

3 対象世帯

令和3年8月11日からの大雨による災害により

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- ④住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)

4 支援金額等

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 最大 100 万円
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 最大 200 万円 ※①②をあわせて最大 300 万円までの支給
- 5 県による生活再建支援について

令和3年8月11日からの大雨による災害により被災された方のうち、被災者生活再建支援 法の適用外の市町村にお住まいの方は、信州被災者生活再建支援制度により支援します。

6 その他

本県における同法の適用は7回目です(前回の適用は令和元年東日本台風災害)。



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

危機管理部危機管理防災課危機管理係 (課長)布山 澄 (担当)片桐 美代子

電話:026-235-7408 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 5222

FAX: 026-233-4332

E-mail bosai@pref.nagano.lg.jp